

国分寺市教育委員会議事録 - 第7号

会議の種類 第5回国分寺市教育委員会定例会
会議の日時 平成30年5月24日(木) 午前9時30分
会議の場所 国分寺市立教育センター 5階 教育資料室

会議の出席者

教育長 古屋 真 宏

(教育委員)

教育長職務代理者 富山 謙 一

委員 高橋 道 子

委員 戸塚 晃

委員 佐久間 博 美

(職員)

教育部長 堀田 順 也

教育総務課長 日高 久 善

学務課長 中島 弘 美

学校指導課長 松浦 素 明

統括指導主事 大島 伸 二

指導主事 關 友 矩

指導主事 三浦 尚 介

社会教育課長 千葉 昌 恵

ふるさと文化財課長(統括) 櫻井 明 徳

公民館課長兼本多公民館長 山崎 明 子

恋ヶ窪公民館長 野中 哲 也

もとまち公民館長 豊泉 早 苗

並木公民館長 本望 慎 一

図書館課長兼本多図書館長 藤川 浩 二

書記 千田 孝 一

書記 大嶽 みなみ

傍聴者 5名

〔開会と署名委員の指名〕

午前9時30分、教育長は開会を宣し、署名委員として1番戸塚委員、4番佐久間委員を指名した。

〔前会議事録の承認〕

- ・平成30年3月22日開催の平成30年第3回国分寺市教育委員会定例会議事録第5-1号
- ・平成30年3月22日開催の平成30年第3回国分寺市教育委員会定例会議事録第5-2号

〔教育長等の報告〕

教育長 お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。いよいよ今週末の土曜日から、市立小中学校におきまして春の運動会がスタートいたします。少し暑い中ですが、子どもたちが練習に励んでいる様子が見られます。熱中症が少し心配なのですが、お時間がありましたら、ぜひ励ましの言葉をかけていただけたらと思いますので、よろしくお願いたします。

〔議事〕

1 議案第33号 市長の権限に属する事務の補助執行について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定に基づく事務の補助執行について、教育委員会の意見を市長に述べる必要がある。

教育総務課長 2枚おめくりいただきまして、参考資料であります市長からの協議依頼をご覧ください。去る2月22日開催の教育委員会定例会にて市民生活部文化振興課執務室の管理に関する内容を、補助執行事務の追加という形で御承諾いただきました。今回、そちらを解除するという内容でございます。

現在、ひかりプラザ2階に設置している執務室を4月1日に開設した国分寺駅北口の国分寺市立c o c o b u n j iプラザ内に設置されました同じ文化振興課の執務室へ6月11日をもって一元化することに伴いまして、補助執行の解除を行いたいというものでございます。

(意見・質疑の要旨)

教育長 執務室の一元化を図るということで、市長からの協議依頼がございましたので、それを認めるという形になります。

(採決)

原案どおり可決(全員一致)

2 議案第34号 国分寺市立教育センター条例施行規則の一部を改正する規則について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

国分寺市公共施設予約システムの利用登録に関する規則(平成29年規則第31号)の改正に伴い、施設使用申請の受付期間を変更するため、国分寺市立教育センター条例施行規則(平成6年教委規則第3号)の一部を改正する必要がある。

社会教育課長 この公共施設予約システムにつきましては、国分寺市の公共施設予約システムの利用登録に関する規則が施設全体としてありまして、その規則改正により予約システムの利用に関する内容が追加されたため、予約システムを利用した場合の申請書提出期間が変更となっております。

2枚おめくりいただき、新旧対照表を御覧ください。第2条につきましては、現行の状況を規則に文言として整理いたしました。この部分は、昨年の規則改正時に運用基準を制定して運用していることと同様でございます。規則として整理しましたので、この基準は廃止をさせていただきたいというものです。改正案としては、「使用する日の属する月の前月の初日から使用する日の前日まで（国分寺市公共施設予約システムの利用に関する規則の規定による抽選により予約が確定したものにあっては使用する日の属する月の前々月の20日から使用する日の3日前まで、同規則の規定による申込みの順序により予約が確定したものにあっては使用する日の属する月の前月の初日から使用する日の3日前まで）の間とする。ただし、受付期間の初日が休館日のときは、その翌日から受け付けるものとする。」となり、こちらについては、全体のものと同様の文言で整理をさせていただいております。

続きまして、1ページの別表の使用区分についてです。こちらについては、条例第4条第1号から第6号まで及び第8号に規定するものに、使用する場合を削除するものとさせていただきまします。こちらについては、国分寺市立教育センター条例規則第2条第3項で定めております、「別に定めるものとする」で対応させていただきたいというものです。なお、別の定めにつきましては、文書による決裁で承認とさせていただきたいと考えております。このことにより別表については削除をさせていただきたいというものでございます。

今回の改正により、窓口による使用申請の受付の期間が、予約システムを利用する場合と、それ以外について区分されるようになり、また、教育センター条例第4条第1号から第6号及び第8号の事業については、これまで2カ月前の申請となっておりますが、実態に合わせ原案による承認とさせていただきたいと思っております。また、今回の改正により、予約システムを利用されております市民の方に影響があるものではございません。

（意見、質疑の要旨）

教育長 私から1点お聞きします。利用者にとって変更は特にないという話ですが、もともとそのシステムの利用登録に関する規則が改正されたということもありますので、登録の方法等が変更になったのか、あるいはもう既にそれは進められていたのかという点について、簡単に説明をいただけますか。

社会教育課長 システムの利用に関する内容について、受付期間及び抽選の受付期間については運用基準によって運用をさせていただいております。今回その部分が、国分寺市公共施設予約システムの利用登録に関する規則におきまして、文言として整理されましたので、第2条の括弧書きの部分を追加しております。また、システムを利用されていない方については、現行の規則に基づき紙で申請を受け付けておりますので、こちらについても影響はございません。

教育長 運用基準でこれまで行ってきたものが、規則の改正によって位置づけられたということですね。そのため、大きな変更はなく利用者の混乱もないだろうということでございます。

(採決)

原案どおり可決（全員一致）

3 議案第 35 号 国分寺市公民館使用条例施行規則の一部を改正する規則について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

国分寺市公共施設予約システムの利用登録に関する規則（平成 29 年規則第 31 号）の改正に伴い、施設使用申請の受付期間を変更するため、国分寺市公民館使用条例施行規則（平成 29 年教委規則第 2 号）の一部を改正する必要がある。

公民館課長兼本多公民館長 2 枚おめくりください。国分寺市の公共施設予約システム全般に係る国分寺市公共施設予約システムの利用登録に関する規則が改正となりまして、国分寺市公共施設予約システムの利用に関する規則となりました。それに伴いまして、使用申請書の受付期間を改めたいというものです。

施行規則第 2 条で規定しております国分寺市公民館使用申請書の受付期間につきましては、別表で定めております。昨年 6 月から公共施設予約システムの導入に伴いまして、受付期間を前月の初日の午前 9 時からに全館統一しておりました。本年 6 月から公共施設予約システムを使い、予約抽選による施設の予約が公民館でも始まります。そのため、抽選により予約が確定した場合は、使用する日の属する月の前々月の 20 日から申請受付期間となる旨を追記してございます。

また、本多公民館のホールと集会展示室につきましては、年 1 回の発表会や展示に利用していただく場合は、それぞれ 5 箇月前の 15 日、3 箇月前の 15 日の午前 10 時から使用申請書を受け付けることにいたしたいと考えております。受付期間の初日が休館日などに当たる場合は、その翌日から受付を開始いたします。

なお、公共施設予約システムの予約抽選導入に向けまして、本年 3 月と 5 月に利用者説明会を開催させていただきました。また、春の利用者懇談会での説明も全館で行っております。6 月以降も毎月 15 日、全館で予約システム説明会を開催し、利用者の方に丁寧に操作方法等をお伝えしていくように努めてまいります。運用に当たっては、利用者の方がより利用しやすいように、公民館運営サポート会議などでも御意見をいただきながら、進めていきたいと考えております。

(意見・質疑の要旨)

高橋委員 前議題の教育センターと公民館の両方で予約システムが運用されることとなりますので、併せて伺ったほうが良いと思いましたのでここでお伺いいたします。かなり丁寧な説明会を開いて、予約システムの導入によって利用者が混乱することがないようにお図りいただいていることがよく分かりました。予約システムの運用が始まって約 1 年経ちます。実際に予約システムの利用と窓口での直接申請は、おおよそどのくらいの割合になっているのでしょうか。また、予約システムは使いづらくて、毎回窓口で直接申請するという方も多くいらっしゃるのでしょうか。

教育長 それでは、今の状況を御説明ください。

社会教育課長 まず、窓口で登録団体として登録をされない方の受付件数なのですが、昨年度ですと約 10 件未満でした。ほとんどの方が団体登録をして、予約システムから施設の予約をしていただいているという現状でございます。

また、予約システムがとても使いづらいという御意見や毎回操作に困っている方は少ないように見受けられます。操作にお困りの方につきましては、窓口で職員が毎回お声をかけさせていただき対応をしております。昨年6月以降、大きな混乱もなく利用者の方は予約システムを使って施設予約をして、利用していただいている現状だと思います。

公民館課長兼本多公民館長 公民館では、昨年の6月から予約システムを導入いたしましたが、この1年間は会場受付として、月に1回利用団体の方が集まって部屋の調整をするという会を継続してきました。先日の5月10日が最後の会となりました。そのような経緯があり、予約システムの登録をしなくても今までと同様に御利用いただけたため、まだ予約システム自体の利用が全てという形には至っておりません。ただ、これからは抽選予約が始まりますので、早目に予約システムの登録をしていただきたい旨を本年4月頃からお声かけをしております、皆さんも登録をしていただいているという状況です。

また、操作説明につきましては、館内にあります利用者端末機で職員と一緒に操作をしながら、少しずつ覚えていただいております、御高齢の利用者の方からも非常に便利になったという情報はいただいております。ただ、この6月から抽選予約になりますので、その点では不安に思われている方もいらっしゃると思いますので、今後も丁寧に対応をしていきたいと考えております。

教育長 予約システムが変更になることについて、利用者説明会で十分に御説明していただいているということですが、抽選予約がスタートするというでもありますので、丁寧な対応をぜひお願いしたいと思います。

(採決)

原案どおり可決（全員一致）

4 議案第36号 教育財産の取得に係る市長への申出について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第28条第2項及び国分寺市公有財産規則（昭和43年規則第16号）第6条の規定に基づき、教育財産の取得について市長へ申出を行う必要がある。

ふるさと文化財課長（統括） 本案は、遺言による2筆の土地の寄附として5月16日に遺言者の遺言執行者である弁護士より、必要書類を添えて寄附申出書の提出があり、これを受理いたしましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項及び国分寺市公有財産規則第6条の規定に基づき、市長へ教育委員会として意見を付して、当該寄附地の教育財産として取得の申出を行いたいというものでございます。

寄附地の概要につきましては、「教育財産の取得に係る物件の概要について」に記載のとおりでございます。また、所在地を確認していただくため位置図も添付をさせていただきました。

教育委員会の意見につきましては、概要の8に記載しておりますとおり、「当該地は、史跡武蔵国分寺跡の国指定史跡地内に位置している。今後、武蔵国分寺跡の保存と活用を目的に、歴史公園として整備し、市民の利用に供するため、必要な土地である。」と提案をさせていただきます。

以上のとおり、市長に対し、今回の寄附を教育財産として受領していただくため、教育委員会の意見を付して申出を行うべく、教育委員会の議決をお願いするものでございます。

(意見・質疑の要旨)

佐久間委員 大変価値のある貴重な土地を御寄附いただけるということで、ありがたいことと思っております。利用方法をお伺いしたいのですが、事務局案では歴史公園として整備をするということを御提案いただいております。地図を見ますと砂利公園に接していると思うのですが、このまま砂利公園として広げていくのか、他の使い方をお考えなのか教えていただきたいと思っております。

ふるさと文化財課長(統括) 添付させていただいている位置図の中で、内側の線と外側の線がございます。外側の線の内側については、現在、史跡指定地として指定をされております。この位置に今回の寄附地は該当いたしますので、必然的に歴史公園として今後整備をしていくものになります。

佐久間委員 歴史公園というのは、砂利の公園を広げていくということですか。

ふるさと文化財課長(統括) 史跡地につきましては、現在の状態で供用をさせていただいております。当該地を取得した後、当分の間は現状と同じような使い方をしていただくことになるかもしれませんが、将来的には歴史公園として条例に位置づけて、公園として供用をさせていただくように整備をしたいと思っております。

教育長 今後、歴史公園の一部としての整備のあり方について検討をしていくということですね。

史跡武蔵国分寺跡の国指定の史跡地内でもございますので、十分に活用できるように市長に申出を行っていきたいと思っております。

(採決)

原案どおり可決(全員一致)

〔協議〕

なし

〔報告〕

1 寄附の受領について

(事務局からの説明)

教育総務課長 資料1を御覧ください。2件の寄附がございました。1件目につきましては、読売センターより読売KODOMO新聞を2,173部、読売中高生新聞を1,063部いただきました。内訳としましては、各小中学校200部プラス学級数分となります。

2件目につきましては、琴1台の寄附でございます。琴に親しんでもらいたいという趣旨で第十小学校へ御寄附いただきました。

(意見・質疑の要旨)

なし

2 本多図書館の臨時休館について

(事務局からの説明)

図書館課長兼本多図書館長 資料2を御覧ください。本多図書館の臨時休館についての御

報告です。国分寺市立図書館条例第4条に基づきまして、蔵書点検等を行うため臨時休館を設けます。本多図書館につきまして6月25日の月曜日から29日の金曜日まで臨時休館いたします。業務内容にありますように、蔵書点検、閉架蔵書整理、開館準備、不明本等の処理を行い5日間を有効に使いたいと思っております。

(意見・質疑等の要旨)

教育長 お休みがこのように長期間入ることになりますと、利用者の方にも御不便をおかけすることになります。代替の利用方法等の御案内は何か行っているのでしょうか。

図書館課長兼本多図書館長 御案内といたしましては、市報への掲載や館内掲示を行い、休館日を記載したカレンダーを皆さんにお配りしております。また、図書館ホームページやツイッター等でも、随時休館についてはお知らせする予定でございます。

教育長 他館の利用やインターネットでの貸出予約を上手く活用しながら、利用者の方の御不便にならないように広報をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

〔その他〕

なし

〔閉会〕

午前9時59分、教育長は閉会を宣言した。

署名委員 1 番

4 番

調製職員